

特集

# 2 暗号資産に関する消費者トラブル

国民生活センター相談情報部

暗号資産(仮想通貨)に関しては、2017年が「仮想通貨元年」ともいわれ、その存在が多くの人に知られるところとなりました。注目を集めたことに伴い消費生活相談も急増し、国民生活センターでは2018年4月に注意喚起を実施しました。当時寄せられた相談は、話題性に便乗した詐欺的トラブルや資金決済法に基づく登録暗号資産交換業者の消費者対応に関するトラブルが主なものでした。最近では「SNSやマッチングアプリで知り合った人に勧誘されて海外の暗号資産交換業者へ送金をしたが、出金できなくなった」といった、海外の無登録暗号資産交換業者へ送金してトラブルになったという相談が目立ってきたことから2021年6月に改めて注意喚起を実施しました。

暗号資産はインターネットを通して電子的に取引されるデータであり、日本円やドルのように、国がその価値を保証している「法定通貨」で

はありません。そのため、さまざまな要因によって価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。

## 相談は増加傾向

PIO-NET<sup>\*1</sup>によると、暗号資産に関する消費生活相談<sup>\*2</sup>は、近年、年間3,000件前後で推移しており、多くの相談が寄せられています(図1)。40～70歳代の中高年層が契約当事者である相談が多くみられる一方、最近では20～30歳代の若者が契約当事者である相談の割合も増加傾向にあります(図2)。

## 相談事例と特徴

相談事例では、①SNSやマッチングアプリで知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル ②友人・知人からの誘いがきっかけとなるトラブルがみられます。

図1 年度別の相談件数

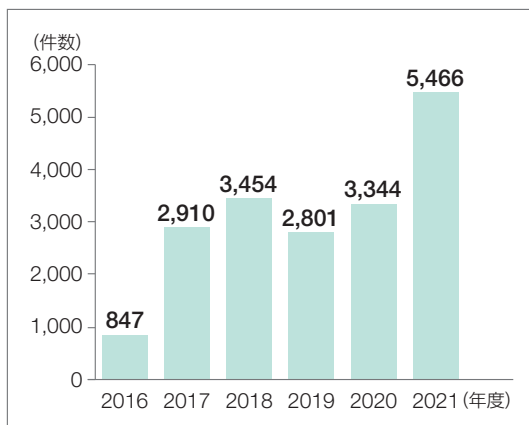
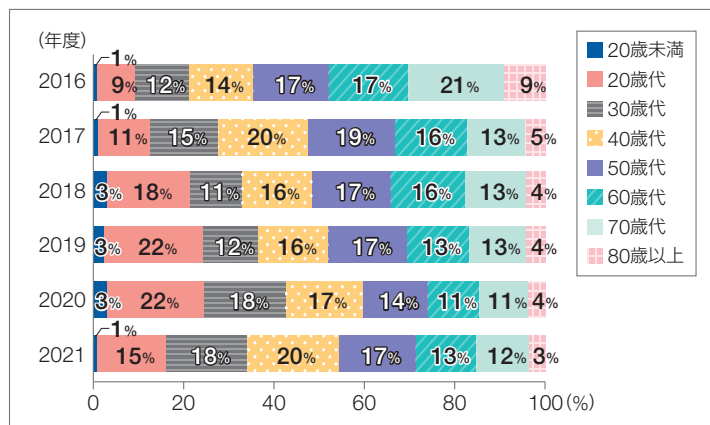


図2 年度別の年代別相談割合



\*1 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本稿のデータはいずれも2022年2月28日までのPIO-NET登録分

\*2 「暗号資産」(「仮想通貨」または「暗号通貨」または「価値記録」を含む)に関する相談を集計したものであり、オンラインゲームのアイテム購入等に使用されるゲーム内通貨(電子マネー)などに関するものは対象外としている。2021年度に行った改訂により、2020年度以前と2021年度以降の時系列の比較はできない

## ① SNSやマッチングアプリで知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル

事例  
1

SNSで知り合った人に誘われてセミナーに参加した。「日本円を暗号資産に替えて海外事業者の専用口座に入金すると高い利息が付く」と説明され、40万円を暗号資産に替えて専用口座に送金した。しかし、後日出金しようとしたらできなかった。約束どおり利息を付けて返金してほしい。

(契約当事者：20歳代 女性)

事例  
2

マッチングアプリで知り合った金融アナリストを名乗る人物から、暗号資産でもうけてみないかと誘われた。私の代わりに暗号資産を購入してくれると言い、相手から教えられた個人名の銀行口座に約150万円を振り込んだ。その後、海外にある暗号資産取引所のサイトを紹介され、購入した暗号資産の残高が確認できると言われた。順調に利益が出て残高が増えたので出金手続きをしようとしたら、いきなりサイトが見られなくなってしまった。お金を取り戻したいがどうしたらよいか。

(契約当事者：30歳代 女性)

事例  
3

息子が私に、手数料を支払うため30万円が必要なので借りたいと言ってきた。詳しく話を聞いたところ、マッチングアプリで知り合った人の知人が、暗号資産の投資をしてもうかっているとの話を聞き、勧められた海外のサイトで当初10万円を暗号資産で投資したら、約300万円になっているという。残高を引き出すために、引き出し額の1割を手数料として入金する必要があると言われたようだ。だまされているのではないか。(契約当事者：30歳代 男性)

### 特徴

- 振り込んだお金や利益が出金できない  
もうかると勧誘されて暗号資産の投資をした

ものの、投資先のウェブサイトが閉鎖されて、アクセスができなくなって出金ができない、出金するために必要だとして税金や手数料などの名目で請求されるが、請求どおり支払っても結局出金できない。

### ● 送金先が個人口座の場合がある

暗号資産で送付するように指示されるほか、現金で個人名義の銀行口座に振り込むよう指示される場合もあり、実際に投資が行われているのか疑わしいケースがある。

### ● 本人確認が難しく、突然音信不通になる

SNSやマッチングアプリのみでやり取りしている場合、相手の本人確認が難しく、実在する人物かどうか判断できないことに加え、やり取りがオンラインに限られているため、何らかのトラブルにあった途端、相手と音信不通になってしまうこともある。

## ② 友人・知人からの誘いがきっかけとなるトラブル

事例  
4

大学の先輩から、いい話があるとセミナーに誘われた。「海外の事業者に暗号資産で投資をするとAIが自動運用し、月々10万円の配当がある。人に紹介するとさらにお金が入る」と説明を受けた。先輩に約50万円を預けるよう言われ、「お金が無い」と言ったら「学生ローンを組めばよい」とローン会社に連れて行かれた。その後、さらに100万円を借りて投資したがまったく配当は入らず、「現在出金手続きを停止している」という連絡がきた。投資したお金は3万円ほどになってしまい、説明と違うので返金してほしい。

(契約当事者：20歳代 女性)

### 特徴

- 投資の実態が不明で、トレンドを勧誘文句に  
勧誘を受けた暗号資産やそれに関連づけた投資が実際に存在するかどうか明らかではないものや、高配当を生み出すしくみが不明確なものがみられ、勧誘の際に「AI(人工知能)」「暗号資産

のマイニング」などという話題性のあるキーワードが使われている。

● 借金するように指示して契約させる

「お金が無い」と断ると、借金してもすぐに返済できるなどと言って、消費者金融や学生ローン等での借り方の指南をしたうえで、借金させて契約させることもある。

トラブルにあわないために

暗号資産に関するトラブルにあわないために、次のような点に注意しましょう。

● 確実にもうかる話はありません！

たとえ友人・知人や先輩から「必ずもうかる」などと勧誘されても、安易に投資せず、慎重に判断するようにしましょう。

● SNSやマッチングアプリ等で出会った相手の指示で投資はしない

自分で判断できない内容の投資を面識の無い相手の指示に従って投資することは大変リスクの高い行為です。SNSやマッチングアプリ等で知り合う相手の中には、暗号資産の詐欺的な投資サイトに誘導することを目的としている人物がいる可能性があります。自身の投資の成功体験を語り、「もうかる」などと言って紹介された場合は疑ってください。事例の中には、投資サイト等で少額から投資させて、そのサイト上で利益が出ているようすを見せ、なかには実際に消費者の口座に振り込み、すっかり信用させたうえでより多くの金額を投資するよう誘導するケースがみられます。しかし、結果として元金も含めて出金できなくなります。

このようなケースでは、ウェブサイト上のデータでは利益が出ているように見えても、サイト自体が架空であると考えられ、被害の回復は困難です。面識の無い相手の誘いには安易に

応じないようにしましょう。

● 暗号資産の投資の実態や内容が理解できない、不安がある場合は取引をしない

暗号資産そのものや暗号資産に関連づけた投資は、消費者が実態を確認することが難しいことに加えて、勧誘を受けた暗号資産が適切に取引されているかどうか判断することや、暗号資産に関連づけた投資が高配当を生み出すしくみについて調べることは非常に困難です。

また、暗号資産が、詐欺的な投資案件の勧誘に利用されているだけの可能性もあります。知人や友人からの誘いであっても、投資の実態や内容が分からない、不安があるといった場合には取引をしないでください。

● 暗号資産交換業の登録業者か確認する

暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です<sup>\*3</sup>。暗号資産の取引を行う場合には、暗号資産交換業の登録業者であるかを金融庁のウェブサイト<sup>\*4</sup>で必ず確認してください。

● 暗号資産の価格変動リスクを理解する

暗号資産はさまざまな要因によって価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。

暗号資産には、価格変動等の投資リスクが伴うことを十分に理解したうえで取引をするようにしましょう<sup>\*5</sup>。

● 困った場合にはすぐに相談

暗号資産に関する取引を持ち掛けられた場合には、取引の前に最寄りの消費生活センター等（消費者ホットライン「188(いやや!)」番)に相談してください。

\*3 海外に拠点を置く暗号資産交換業者であっても、日本国内で暗号資産交換業を行う場合や暗号資産交換業に係(かか)る取引の勧誘を行う場合には、資金決済法の規定に基づき暗号資産交換業者として登録が必要

\*4 金融庁「暗号資産交換業者登録一覧」 <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>。  
また、無登録で暗号資産交換業を行っているとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った者の名称等も公表している。  
「無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について」 [https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency/kasoutsuka\\_mutouroku.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mutouroku.pdf)

\*5 金融庁・消費者庁・警察庁では、暗号資産に関するトラブルについて注意喚起を行っている。  
「暗号資産に関するトラブルにご注意ください！」 [https://www.fsa.go.jp/news/r2/virtual\\_currency/20210407\\_pdf1.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r2/virtual_currency/20210407_pdf1.pdf)